

診断名/年月		平成29年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
肺炎	人数	9	22	0	0	0	2	6	2	5	11	6	10
	治療日数	34	104	0	0	0	6	24	11	24	47	20	38
尿路感染	人数	1	0	0	1	2	3	1	1	2	0	1	1
	治療日数	4	0	0	7	8	13	5	7	7	0	7	2
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### 算定条件

- 1、肺炎等により治療を必要とする状態となった利用者に対し、治療管理として投薬・検査・注射処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回算定する
- 2、緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- 3、対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ)肺炎
  - ロ)尿路感染
  - ハ)带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- 4、算定する場合にあつては、診断名・診断を行った日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 5、請求に際して、診断・行った検査・治療内容を記載すること。
- 6、当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあつては、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。